

## **補助金審査委員会について**

### **[補助金等審査委員会の設置目的]**

尾張旭市が支出する補助金等について、市民が納得でき、真に必要とされる事業効果の高い補助金等となるよう見直しを進めるにあたり、補助金等の必要性や妥当性を、学識経験や専門知識をお持ちの方と市民の代表者の方に、統一的な基準で審査していただくため、平成18年度に設置されました。

### **[補助金等審査委員会の役割]**

尾張旭市長の諮問に応じ、尾張旭市が支出する補助金等の必要性や妥当性について統一的な基準で審査し、その審査結果を市長に答申します。

### **[補助金等審査委員会の法的根拠]**

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の諮問のための附属機関で、尾張旭市補助金等審査委員会条例の規定に基づき設置されています。

委員は、その任期中、地方公務員法第3条第3項第2号の規定に基づく非常勤の特別職としての身分を有します。